

EDINETの運用改善に係る追加設計・開発等の調達仕様書についてのご質問に対する回答(その2)

No.	資料名等	項番等	ページ	質問	回答	回答区分 〔注〕
28	調達仕様書	3.2.2「システム化要件」 (3)①「EDINETのフロントページ変更機能」	16	調達仕様書 3.2.2「システム化要件」の(3)①「EDINETのフロントページ変更機能」について、調達仕様書別紙3「画面一覧」から該当する画面の特定が出来ませんでした。前述の「画面一覧」上、「新規/変更」欄が空欄となっている以下の3画面が該当すると想定しておりますが認識は正しいでしょうか。 ・W1E62010:メイン画面 ・W1A24000:提出者情報管理メニュー※提出者用 ・W1C23000:提出者情報管理メニュー※職員用	閲覧者、提出者用ページは調達仕様書P12の注11に記載があります。また、職員用・管理者用ページも同様とお考えいただいて結構ですが、具体的には受託後別途ご案内いたします。	B
29	調達仕様書	3.2.2「システム化要件」 (3)②「EDINTのメール機能の拡充」	16	調達仕様書 3.2.2「システム化要件」の(3)②「EDINTのメール機能の拡充」について、画面を新規に作成する必要があると理解しておりますが、調達仕様書別紙3「画面一覧」にて該当する画面の特定が出来ませんでした。画面の新規作成要否についてご教授願います。	「3.2.2システム化要件」(2)から(6)、および(7)②に係る部分の画面について別紙3に記載はありませんが、当該部分を含め、画面・帳票については、要件の確定や設計段階において、利用者の見易さや操作性を考慮し、事務局と調整のうえ必要に応じて追加・統合等を適宜行うようお願いいたします。	A
30	調達仕様書	3.2.2「システム化要件」 (4)「開示書類上への注意文言表示機能の新設」	16	調達仕様書 3.2.2「システム化要件」の(4)「開示書類上への注意文言表示機能の新設」について、「html形式及びそれから生成されたPDF形式の報告書」及び「提出された書面をPDF形式に読み込んだ報告書」のそれぞれに対し、新規画面の作成が必要であると理解しておりますが、調達仕様書別紙3「画面一覧」にて該当する画面の特定が出来ませんでした。画面の新規作成要否についてご教授願います。	NO29の回答と同じ。	A
31	調達仕様書	3.2.2「システム化要件」 (5)「開示書類の全部・一部不開示機能の新設」	17	調達仕様書 3.2.2「システム化要件」の(5)「開示書類の全部・一部不開示機能の新設」について、「全部不開示」の「html形式及びそれから生成されたPDF形式の報告書」、「提出された書面をPDF形式に読み込んだ報告書」、並びに「一部不開示」の「金融庁職員が選択した開示書類(html形式、PDF形式とも)」のいずれの要件も、新規画面の作成が必要であると理解しておりますが、調達仕様書別紙3「画面一覧」にて該当する画面の特定が出来ませんでした。画面の新規作成要否についてご教授願います。	NO29の回答と同じ。	A

〔注〕回答区分の説明

A: 調達仕様書を補足し、設計等に影響するもの。 B: 調達仕様書を補足するが、設計等には影響しないもの。 C: 調達仕様書には関係せず、従って設計等には影響しないもの。

No.	資料名等	項番等	ページ	質問	回答	回答区分 〔注〕
32	調達仕様書	3.2.2「システム化要件」 (6)①「変数管理」	18	調達仕様書 3.2.2「システム化要件」の(6)①「変数管理」について、新規画面の作成が必要であると理解しておりますが、調達仕様書別紙3「画面一覧」にて該当する画面の特定が出来ませんでした。画面の新規作成要否についてご教授願います。	NO29の回答と同じ。	A
33	調達仕様書	3.2.2「システム化要件」 (2)①「データ項目の追加」(ウ)等	14	調達仕様書3.2.2「システム化要件」(2)①「データ項目の追加」(ウ)等の複数個所に「登録者登録処理画面」という画面名の記載がございますが、別紙3「画面一覧」内に該当する画面は存在しておりません。正しい画面名称、又は別紙3「画面一覧」に記載の無い理由のご教示をお願い致します。	NO29の回答と同じ。	A
34	調達仕様書	3.2.2「システム化要件」 (7)②	19	調達仕様書 3.2.2「システム化要件」の(7)②に記載の「書類一覧」について、対象となる機能数、機能名をご教授願います。	調達仕様書 3.2.2「システム化要件」の(7)②の対象となる「書類一覧」とは、書類検索の結果を表示する画面のうち、当該画面の中に提出日を持つものを指します。	A
35	調達仕様書	3.2.2「システム化要件」 (8)「その他」	19	調達仕様書 3.2.2「システム化要件」の(8)「その他」について、「既存の機能と同様、一定期間(6ヶ月)後に削除されるものとする」との表現より、現行のバッチ処理1機能を修正すると想定しておりますが、齟齬がございましたらご指摘願います。	修正対象については、要件確定時に確認いたします。考え方としては貴社の考え方で結構です。	B
36	調達仕様書	別紙6 機能等証明書作成要領	141	「機能等証明書別紙」項番4(仕様書5.2「受託者の制限」)の証明書類につきまして、書式・形式など想定されているものはございますでしょうか。	当方において特段定めているものではありませんので、必要事項を任意の書式に記載してください。	C
37	調達仕様書	別紙6 機能等証明書作成要領	141	また、念のため、「機能等証明書別紙」項番4(仕様書5.2「受託者の制限」)に該当する事業社名をご教授頂くことは可能でしょうか。	特定の事業社名は差し控させていただきます。	C

〔注〕回答区分の説明

A: 調達仕様書を補足し、設計等に影響するもの。 B: 調達仕様書を補足するが、設計等には影響しないもの。 C: 調達仕様書には関係せず、従って設計等には影響しないもの。

No.	資料名等	項番等	ページ	質問	回答	回答区分 〔注〕
38	調達仕様書	3.8.3「環境開発」	22	<p>調達仕様書3.8.3「環境開発」の記載に、開発設備、開発場所は、受託者が用意する旨の記載がございますが、現行システムを構成する機器、ソフトウェア等に、既にメーカーでの販売が終息されているものが複数ございます。今般のシステム開発の開発環境構築に際し、必要であり、且つ販売が終息しているもの(入手が不可能なもの)について、貴庁にて保有されているライセンス等をお借りする事は可能でしょうか？具体的には以下が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Interstage Form Coordinator デザイナ (Interstage Form Coordinator 上で実行させるプログラム作成に必要な開発ツール) ・コンテンツ・アーカイブ・マネージャー ・CSSJ 	販売が終了しているものについては、同等の性能を有する製品で代替して下さい。なお、その際は、ステージング環境において動作確認をして下さい。	A

〔注〕回答区分の説明

A: 調達仕様書を補足し、設計等に影響するもの。 B: 調達仕様書を補足するが、設計等には影響しないもの。 C: 調達仕様書には関係せず、従って設計等には影響しないもの。